

# 行方市担い手育成総合支援協議会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、行方市担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という)という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を行方市山田2564-10に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、農業従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業担い手の減少、耕作放棄地の増加等の状況に対処するため、本市の農業の担い手となるべき経営感覚に優れた担い手農家の育成、確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が、本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、活力ある地域農業の振興に資することを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は、行方市の全域とする。

(事 業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げるものを行う。

- (1) 担い手育成支援に関すること。
- (2) 認定農業者の経営改善支援に関すること。
- (3) 農業経営の法人化の推進に関すること。
- (4) 農業サービス事業体の育成支援に関すること。
- (5) その他第3条に掲げる目的を達成するために必要なこと。

## 第2章 会 員 等

(会 員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げるもの及び会員の推薦に基づき、幹事会の承認を得たものをもって組織する。

- (1) 市 長
- (2) 市議会代表
- (3) 市農業委員会代表
- (4) なめがた農業協同組合代表
- (5) 土地改良区代表
- (6) 認定農業者代表
- (7) 鹿行農業共済組合代表

(届 出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

## 第3章 役 員 等

(役員の数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第6条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、各組織の仕事期間とし、再任を妨げない。

(辞任の場合)

第11条 役員は、辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総 会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第9条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から40日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 農業経営改善計画認定に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第21条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げるもの及び会員(会長)の推薦によって組織する。

(1) 農協職員

(2) 農林水産課職員

(3) 農業委員会職員

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、幹事会においてこれを決する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事。

(2) 農業経営改善計画認定に関する事。

(3) 会員の加入に関する事。

(幹事会の議決方法)

第23条 幹事会の議事は、幹事の過半数が出席しなければ、決することができない。

2 幹事は、幹事会において、各1個の議決権を有する。

2 幹事会の議長は、幹事長とする。

3 幹事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

(幹事会の協議事項)

第24条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事。

(3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

## 第6章 事務局等

(事務局)

第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 行方市役所 農林水産課職員

3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、会長が任命する。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第26条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、行方市の財務規則等の定めによる。

(書類及び帳簿の備付け)

第27条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 協議会規約

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第7章 会 計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第29条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 強い農業づくり交付金(強い農業づくり交付金交付要綱(平成17年4月1日付け16生産第8261号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。))
- (2) 国、県、市補助金
- (3) その他の収入

(経費の取扱い)

第30条 協議会の経費の取扱方法は、交付要綱及び行方市の財務規則等による。

(事業計画及び収支予算)

第31条 協議会の事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第32条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報 告)

第33条 会長は、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知。以下「実施要領」という。)、交付要綱及び担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。以下「設置要領」という。)等の規定の定める書類を茨城県知事に提出しなければならない。

## 第8章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第34条 この規約を変更する場合は、茨城県知事の承認を受けなければならない。

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第35条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、強い農業づくり交付金相当額を茨城県知事に返還するものとする。

## 第 9 章 雑 則

(細則)

第36条 実施要綱、実施要領、交付要綱及び設置要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年12月21日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第17条「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第28条の規定にかかわらず、この規約の 施行の日から平成18年3月31日までとする。
- 5 この規約は、平成20年7月9日から施行する。
- 6 この規約は、平成21年7月3日から施行する。